

## 船舶事故調査報告書

令和5年10月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年10月2日 10時10分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市松島南西方沖 櫃石港 <sup>ひつし</sup> 4号防波堤灯台から真方位030°900m付近 (概位 北緯34°25.4′ 東経133°48.8′)
事故の概要	プレジャーボート <sup>えいふく</sup> 栄福丸は、航行中、干出岩に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年11月21日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 栄福丸、1.0トン OY3-22609（漁船登録番号）、個人所有 第271-30998号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラ、プロペラシャフト及び舵軸に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：波向 東北東、波高 約0.1m、潮汐 上げ潮の初期、潮高 約62cm（宇野）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、松島南方沖から釣り場を移動する目的で、倉敷市大浜海岸所在のホテル南方沖の釣り場に向かい、船長が、立って操船し、松島南西方沖の鳴瀬<sup>なるせ</sup>の干出岩（以下「本件干出岩」という。）付近にプレジャーボートがいたので同プレジャーボートが航行しているように見え、その近くなら航行できると思い、船首を同ホテルに向け、約9ノットの対地速力で北北東進中、本件干出岩に乗り揚げた。</p> <p>本船は、推力が得られなくなって航行不能となり、付近にいた海上保安庁の船舶により離礁<sup>りせう</sup>された後、船長が救援を依頼した友人の船舶により修理業者の下までえい航された。</p> <p>船長は、本件干出岩付近にいたプレジャーボートは、同干出岩に乗り揚げていたことを本事故後に知った。</p> <p>船長は、松島南西方沖を何度も航行したことがあり、本事故時もGPSプロッターに本件干出岩が表示され、その存在を知っていたが、ふだんよりも本件干出岩に近づき過ぎたと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、北北東進中、船長が、本件干出岩の存在を知っていたものの、本件干出岩に乗り揚げていたプレジャーボートを航行しているものと勘違いし、その近くなら航行できると思って、ふだんよりも本件干出岩に近づいて航行したことから、本件干出岩に乗り揚げたものと

	<p>考えられる。</p> <p>船長は、プレジャーボートが本件干出岩に乗り揚げていたことを本事故後に知ったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が北北東進中、船長が、本件干出岩の存在を知っていたものの、本件干出岩に乗り揚げていたプレジャーボートを航行しているものと勘違いし、その近くなら航行できると思って、ふだんよりも本件干出岩に近づいて航行したため、本件干出岩に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、干出岩等の浅所付近を航行する場合、浅所から安全な距離を保って航行すること。</li></ul>